鹿児島県

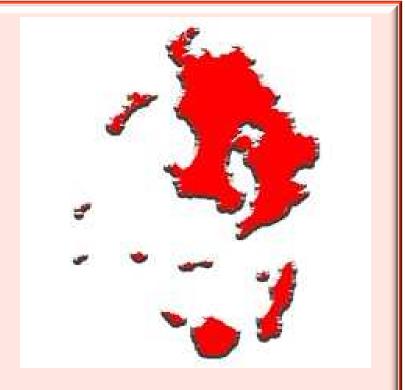
長期入院精神障害者の地域移行推進に向けて

平成28年度は、兵庫県豊岡保健所の柳所長、生活支援センターほおずきの職員の 方々を講師とし、精神科病院、相談支援事業所、市町村及び保健所等の職員を対象に した地域移行研修会を開催した。

平成29年度は,「精神障害者地域移行・地域定着支援事業」を活用し、ピアサポーターの養成及び活用による地域移行支援,精神科病院職員に対する研修等により,地域移行の一層の促進を図る。

1 県又は政令市の基礎情報

鹿児島県



取組内容

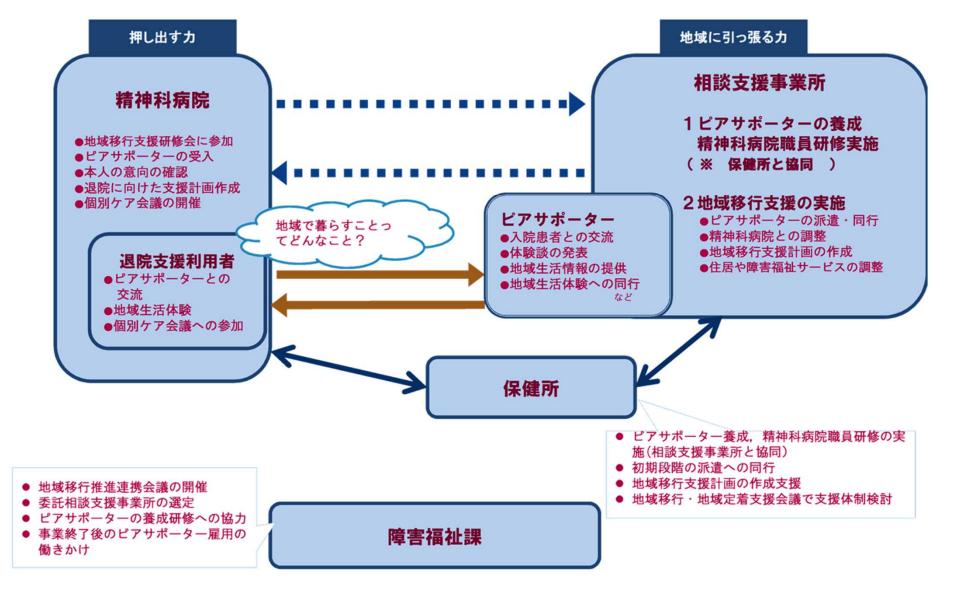
- 「精神障害者地域移行・地域定着推進研修会」の実施
- ・保健所単位で「精神障害者地域移行・地域定着推進会議」 を開催し、地域課題や課題解決に向けた取組を検討
- ・「受入条件が整えば退院可能な入院患者」の状況等について調査し、退院に向けた課題を整理
- 「退院後生活環境相談員スキルアップ研修」の実施

基本	唐報

障害保健福祉圏域数(H29年1月 末)	7力所			
市町村数(H29年1月末)	43市町村			
人口(H28年12月末)			1,635,942人	
精神科病院の数(H29年1月末)		51病院		
精神科病床数(H28年6月末)	9,670床			
	3か月末	満:1,407	人(16.2%)	
 入院精神障害者数	3か月以上1年末	満:1,431	人(16.5%)	
(H28年6月末)	1年以		人(67.3%)	
(1.20 1 073710)	_		등満:2,235人	
			上:3,616人	
			時点:51.7%	
退院率(H28年6月末))		時点:74.9%	
			時点:86.5%	
相談支援事業所数(H28年4月1			ミセンター:8 東学所数:69	
日)	一般相談事業所数:68 特定相談事業所数:169			
	地域移行支援サービス:2人			
障害福祉サービスの利用状況 (H28年10月)	地域定着支援サービス:3			
保健所(H28年12月末)	٠		14力所	
			14/J//	
(自立支援)協議会の開催頻度 (H28年)			2回/年	
精神障害にも対応した地域包括ケ	都道府県	具 有	1力所	
アシステムの構築に向けた保健・	障害保健福祉圏は	或 有	7力所	
医療・福祉関係者による協議の場 の有無と数	市町村	寸 有	43カ所	
精神保健福祉審議会(H29年1月 末)		1回/年	、委員数16人	
※H29年1月時点				

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組概要(全体)

平成29年度から実施を予定



2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組概要(全体)

相談支援事業所

- サービス等利用計画の作成,
- サービス担当者会議の開催
- 地域定着支援の実施

地域移行(退院)した 精神障害者

平常時の支援

精神科病院

- 通院治療
- デイケア
- 訪問看護

地域活動支援センター

● 日中活動の場,相談対応

行政機関

- 保健所の訪問指導
- 市町村保健師
 - 生活保護CWの訪問指導
- 福祉サービスの手続き

障害福祉サービス 事業所

- ホームヘルプサービス
- 就労継続支援B型等

家族,民生委員,近隣住民

● 見守り、助言

地域移行・地域定着支援会議市町村自立支援協議会で検討

夜間・緊急時の支援

精神科病院

かかりつけ医 として相談対応

一般相談支援事業所

地域定着支援による 緊急時の相談対応(必要時)

本人が困った時

精神科救急医療 電話相談窓口

● 平日夜間(午後5時~ 翌日午前9時)と日・祝 日,年末年始(午前9時 ~翌日午前9時)の救急 医療相談に対応

病状悪化時の 緊急対応窓口

精神科救急情報センター

警察,消防等からの 相談に24時間365日 対応

3

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に取り組む市・圏域(例)

関係機関の役割			
	協議体の名称 設置根拠	(肝付地区の場合) 肝属地区障害者自立支援協議会(総合支援法第89条の3)	
市町村ごとの保 健・医療・福祉 関係者による協	協議の内容	・指定特定相談支援事業所や就労支援事業所との連携不足について	
議の場	協議の結果としての 成果	・市町の障害福祉担当者と指定特定相談支援事業所及び就労支援事業所との意見交換を行い, 精神障害者の就労促進について検討した。	<i>r</i>
障害保健福祉 圏域ごとの保 健・医療・福祉 関係者による協	協議体の名称 設置根拠	(北薩圏域の場合) 北薩地域精神障害者地域移行支援関係者連絡会(精神障害者地域移行・地域定着推進事業)	
	協議の内容	・住まいの確保について ・地域移行・地域定着支援に取り組む指定一般相談支援事業所を増やすためには。	
議の場	協議の結果としての 成果	・市と共に,精神科病院へグループホーム設置を働きかけた。 ・相談支援事業所に対して,地域移行支援に係る取組の必要性について説明を行った。	
都道府県ごとの 保健・医療・福 祉関係者による 協議の場	協議体の名称 設置根拠	 鹿児島県精神保健福祉審議会(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第9条) 	
	協議の内容	・精神障害者の地域移行・地域定着に係る体制づくりの更なる推進について	
	協議の結果としての成果	・鹿児島県第4期障害福祉計画における精神障害者の地域移行に係る目標値の達成に向けた 体的な取組について検討を行った。 5	

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組の経緯

1 研修会の実施

県の主催で年1回、病院・相談支援事業所・行政等を対象にした研修会を実施

- (1) 平成24年度:地域移行・地域定着支援についての講話, グループ討議
- (2) 平成25年度: アウトリーチ支援に係るシンポジウム, ピアサポートについての講話
- (3) 平成26年度: リカバリーとピアサポート人材育成に係るシンポジウム、講話
- (4) 平成27年度:地域移行支援に係るシンポジウム,地区ごとのグループ討議
- (5) 平成28年度:地域移行支援に係る講話,ピアサポーターによる活動報告

2 精神障害者地域移行・地域定着推進会議の開催(平成26年度~)

- (1) 平成26年度実績
 - ①事業実施圏域:13圏域
 - ②協議会開催回数:17回
 - ③事業実績:協議会の設置

(2) 平成27年度実績

- ①事業実施圏域:13圏域
- ②協議会開催回数:22回
- ③事業実績:地域課題の洗い出し

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組における強みと課題

特徴(強み)

- 1. 平成26年度から保健所毎に地域移行・地域定着支援会議を開催しており、地域の課題が整理できている。
- 2. 圏域によって違いはあるが、保健所が開催している地域移行・地域定着協議会と市町村自立支援協議会の精神部会、 地域移行部会との連携や協同開催等に取り組めている。
- 3. 県精神保健福祉士協会が地域移行の研修や退院後生活環境相談員の質の向上に積極的に取り組む等協力的である。

課題

- 1. 地域移行支援に積極的に取り組む相談支援事業所が少ない。
- 2. 精神科病院及び相談支援事業所、保健所の3者による地域移行に向けた連携が十分とはいえない。
- 3. ピアサポーターの育成や活用が十分とはいえない。
- 4. 地域移行推進を図るための予算確保が難しい。

指標の推移	平成25年度	平成26年度	平成27年度
1年以上の精神科病院在院患者数 (各年6月30日現在) (人)	6,291	6,106	5,944
地域移行支援利用者数(各年度3月末月時点)(人)	3	3	2
ピアサポーターの養成者数※(実人数)(人) ※ピアサポーターの養成を目的とした取組を実施している場合	0	8	0
ピアサポーターの活動者数(実人数)(人)	0	0	7

平成28年度の目標と達成状況の方向性(暫定評価)

- 1. 退院後生活環境相談員等のスキルアップ事業に新たに取り組む。: 平成29年2月達成予定
- 2. 病院や相談支援事業所を対象にした研修を継続的に行う。: 平成28年12月達成
- 3.「精神障害者の地域移行・地域定着推進会議」における地域課題の解決に取り組む。:達成

6

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた平成29年度の取組スケジュール

平成29年度の目標

- 1. ピアサポーターの養成
- 2. ピアサポーターの活用
- 3. 精神障害者の地域移行関係職員に対する研修

時期(月)	実施内容	担当
H29年 4月	【保健所圏域毎に地域移行の目標値を設定し、地域移行・地域定着推進会 議で評価を行う】	
4月 5~8月	1 ピアサポーター養成を外部委託 1-2 ピアサポーターの養成(12名)	県 受託事業者
9~2月	2 3相談支援事業所で各4名のピアサポーターを雇用 2-1 ピアサポーターを相談支援事業所の地域移行支援スタッフとして活用 することにより、長期入院精神障害者の退院意欲の喚起を図ったり、 病院職員への研修を行う。	相談支援事業所 相談支援事業所及び保 健所, 市町村
9月	3 ピアサポーター活用による地域移行をテーマに関係者研修会を開催	県
3月	4 実施事業の効果検証のための会議を開催、次年度に向けた事業見直 しを行う。	県